

商標権	判決年月日	令和7年9月4日	担当部 知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10024号	

円形状の宝石（ダイヤモンド石）を表した標章について、その宝石の色彩が無色から青色に変化したように見える様子を3秒間で表した動き商標である本願商標は、その指定役務に使用しても、自他役務の識別標識と認識し得るとは認められないとし、商標法3条1項6号に該当するとした事例

(事件類型) 審決（不服）取消事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法3条1項6号

(審決) 不服2024-2424号

判決要旨

1 本件は、動き商標である本願商標（判決別紙参照）が商標法3条1項6号に該当するとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。

特許庁は、①本願商標は、円形状の宝石（ダイヤモンド石）を表した標章について、その宝石の色彩が無色から青色に変化したように見える様子を3秒間で表した動き商標と認められる、②これをその指定役務である第35類「宝飾品の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」に使用した場合に、需要者は、単にその役務に係る取扱商品が、円形状の宝石であり、同宝石の色彩が光を当てることにより無色から青色に変化して見えるという特徴を有することや、この特徴を有する宝石を使用した宝飾品であること、すなわち、提供する役務に係る取扱商品の品質、特徴、特性や優位性を表し、当該役務に关心を持たせるための宣伝広告を表示したものと理解するにとどまるとして、本願商標は商標法3条1項6号に該当するとした（本件審決）。

2 本判決も、証拠によって認定される取引の実情に鑑みれば、本願商標に係るダイヤモンド石の形状（円形状の多面体のカットであり、「ラウンドカット」と称されるカット手法で加工された形状）や、「輝く」ないし「クリアな輝き」という特徴、青色蛍光の色彩及び色彩が変化した様子は、蛍光性など色彩や輝きが変化する特性を持つダイヤモンドの特徴として広く知られたものであり、当該色彩の変化を示すことは、その魅力を紹介する動画、画像において広く採択、採用されている一般的な演出手法であるといえるから、本願商標は、これをその指定役務に使用しても、その取引者、需要者をして、提供する役務に係る取扱商品の品質、特徴、特性や優位性などを表し、当該役務に关心を持たせるための宣伝広告を表示したものと理解するにとどまるものであって、自他役務の識別標識と認識し得るとは認められないとして、商標法3条1項6号に該当するとして、本件審決の判断を是認した。